附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（次条及び附則第三条において「改正法」という。）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行前に改正法による改正前の不動産特定共同事業法（次条において「旧法」という。）第五条の規定によりされた許可の申請であって、この命令の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

第三条　この命令による改正後の不動産特定共同事業法施行規則（附則第五条において「新規則」という。）第二十条第一項の規定は、この命令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされた改正法による改正後の不動産特定共同事業法（以下この条において「新法」という。）第三条第一項の許可又は新法第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款（前条の規定によりなお従前の例によりされた許可に係るものを除く。）に基づく不動産特定共同事業契約（予約を含む。以下この条及び次条において同じ。）について適用し、施行日前にされた旧法第三条第一項の許可又は旧法第九条第一項の認可に係る不動産特定共同事業契約約款及び前条の規定によりなお従前の例によりされた許可に係る不動産特定共同事業契約約款に基づく不動産特定共同事業契約については、なお従前の例による。

第四条　この命令の施行の際現にこの命令による改正前の不動産特定共同事業法施行規則（次条において「旧規則」という。）第三十一条第一項第三号に該当する者については、この命令の施行前に締結した不動産特定共同事業契約に限り、特例投資家とみなす。

第五条　この命令の施行の際現にある旧規則の様式による申請書その他の文書は、新規則のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

省　令

○国土交通省令第九十七号

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十五年政令第三百三十九号）の施行に伴い、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十二月十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第八号中「不動産特定共同事業者」の下に「又は同条第七項に規定する特例事業者」を加え、同項第九号中「事業法」の下に「第二条第七項に規定する特例事業者にあっては、事業法第四十条の二第二項の規定による届出の受理番号、事業法」を加える。

附　則

この省令は、不動産特定共同事業法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

人事異動

防衛省

（第七普通科連隊長兼福知山駐屯地司令）一等陸佐　井川　賢一

南スーダン現地支援調整所付を命ずる

（中部方面後方支援隊副隊長）

同　重信　勝利

中部方面後方支援隊本部付隊長事務取扱を命ずる

（第七普通科連隊副連隊長）二等陸佐　鹿島　真

福知山駐屯地司令代理を命ずる（以上十一月二十二日）

（海上幕僚監部総務部総務課）一等海佐　藤田　泰三

海上幕僚監部総務部総務課渉外班長を命ずる

（海上幕僚監部総務部総務課渉外班長）同　久保　健昭

練習艦隊司令部首席幕僚を命ずる（以上十一月二十五日）

（陸上自衛隊幹部学校学校教官）一等陸佐　原薗　勇

統合幕僚学校教育課教育管理班長を命ずる

（情報処理隊長）同　大岡耕太郎

陸上幕僚監部運用支援・情報部情報課情報保全室長を命ずる

（帯広駐屯地業務隊長）同　松田　正行

第一陸曹教育隊長を命ずる

（第六師団司令部監察官）同　岩井　宏晃

帯広駐屯地業務隊長を命ずる

（陸上幕僚監部衛生部付）同　平山　健一

東北方面総監部医務官を命ずる

兼ねて自衛隊仙台病院勤務を命ずる

（東北方面混成団長）同　武藤　正美

東北方面総監部付を命ずる

（情報本部）同　川村　恭也

東部方面総監部総務部地域連絡調整課長を命ずる

（陸上自衛隊幹部学校学校教官）

同　山本　真也

東部方面総監部装備部施設課長を命ずる

（陸上自衛隊航空学校総務部長）

同　田中　裕之

東部方面総監部付を命ずる

（陸上幕僚監部運用支援・情報部情報課情報保全室長）同　壇　雅昭

東部方面後方支援隊東部方面輸送隊長を命ずる

（東部方面総監部総務部地域連絡調整課長）同　藤井　博樹

第三陸曹教育隊長を命ずる

（第一四旅団司令部第三部長）

同　千葉　徹

中部方面総監部人事部厚生課長を命ずる

（情報本部）同　内田　栄寿

中部方面情報隊長を命ずる

（陸上自衛隊研究本部研究員）

同　田中　孝昌

大久保駐屯地業務隊長を命ずる

（技術研究本部下北試験場長）

同　新村　司

相浦駐屯地業務隊長を命ずる

（第四七普通科連隊長）同　有浦　隆

第四師団司令部付を命ずる